

市立中学校完全給食早期実施を求める決議

学校給食は、学校給食法により、児童・生徒の心身の健全な発達に資することから、その普及充実を図ることとされている。また、平成17年6月に制定された食育基本法では、子供たちの健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことが目的とされ、地方自治体にも食育推進への取り組みが期待されている。

現在、学校給食法に基づき、全国の多くの自治体では中学校における完全給食が実施されているが、神奈川県内の自治体での実施率は低く、本市においてもいまだ実施されていない。このような中、近年の社会情勢からも子育て支援政策等の一環として、中学校完全給食実施を求める声は多い。

よって、本市議会は、市立中学校への完全給食の早期実施、及び実施に向けた検討会議を設置することを求めるものである。

また、子供に配慮した余裕のある昼食時間が確保されるよう、時間割の見直しも求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成19年9月28日

逗子市議会